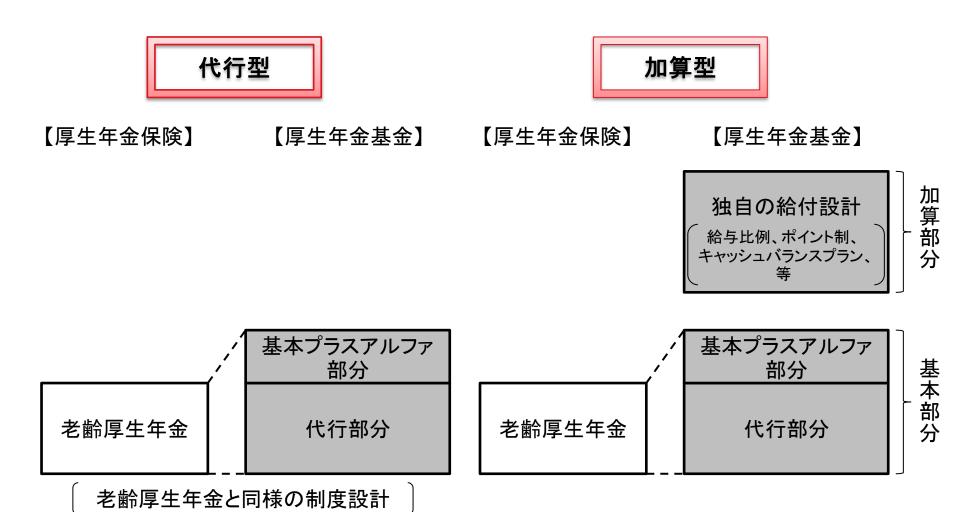
論点2「財政運営の在り方」 関係資料

厚生年金基金の給付の型



54基金(9%)

541基金(91%)

※ 厚生年金基金数及び割合は平成22年度末

厚生年金基金における予定利率

- 厚生年金基金の多くが採用している加算型の給付設計では、給付は、
 - ①代行部分、②基本プラスアルファ部分、③加算部分、により構成される。
- それぞれの給付債務を計算する方法及びその際に用いる運用利回りは、
 - ①代行部分 前期の最低責任準備金に代行部分の収支を加え厚生年金本体の実績運用利回り を用いて計算する方法
 - ②基本プラスアルファ部分及び

 ③加算部分

 将来の給付の見込みを各基金の予定運用利回り(予定利率)で現在価値に割り戻す計算方法

 となっている。
- 上記の②③の計算に用いられる予定利率は、各基金が年金積立金の期待収益率 に基づき合理的に定めることとなっている。
 - ※ 税制との関係で、予定利率の下限は設定されている(10年国債の実績利回りをベースに毎年度改定)。

厚生年金基金における予定利率の分布

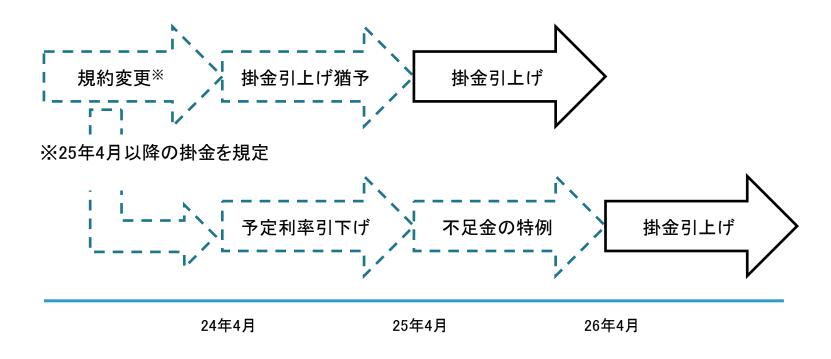
			基本部分	分	加算部分	}
%以上		%未満	基金数	割合	基金数	割合
	~	1.5	0	0.0	0	0.0
1.5	~	2.0	1	0.2	2	0.4
2.0	~	2.5	3	0.5	15	2.9
2.5	~	3.0	7	1.2	27	5.2
3.0	~	3.5	14	2.4	37	7.1
3.5	~	4.0	12	2.1	57	10.9
4.0	~	4.5	18	3.1	27	5.2
4.5	~	5.0	13	2.3	35	6.7
5.0	~	5.5	7	1.2	7	1.3
	5.5		502	87.0	316	60.4
	総数		577	100.0	523	100.0

[※] 平成23年3月31日時点に現存する577基金(代行型:54、加算型:523)について集計。

[※] 基本部分4.0%以上4.5%未満には、代行部分4.1%、基本プラスアルファ部分4.1%以外としている2 基金を含む。また、加算部分の予定利率を複数設けている6基金については、低い方の予定利率で集計。₃

予定利率引下げに伴う不足金処理の特例

平成24年1月に行った財政運営基準等の見直しにより、平成25年4月1日までの間に、各基金が予定利率の引下げに伴い給付設計の変更を行う旨の規約変更を行う場合には、その規約変更時の不足金について、掛金の引上げを留保することができることとした。



財政運営ルール

財政再計算

(長期計画の作成)

会社の状況(従業員の採用・退職・給与の状況等) や資産の見通しなどを基に、少なくとも5年に一度、積 立に関する長期計画を作成する。

企業年金の運営

掛金の拠出、年金資産の運用、年金の支払等



毎年の財政決算でチェック

財政検証(決算) (毎年のチェック) ① 積立が長期計画ど おりに進んでいるか *(継続基準)* ② 基金を今解散した 場合にこれまでの加 入期間に見合った給 付ができるか (非継続基準)

結 果

積立不足解消が遅れている

積立が順調に進んでいる

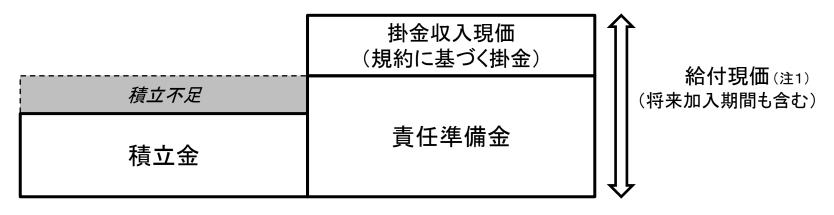
対 策 (長期計画の修正)

一定期間内に掛金の引上げ等により不足金を解消

厚生年金基金における財政検証と積立不足時の対応

継続基準

(積立が長期計画どおりに進んでいるかを検証)



<積立不足が一定以上生じた場合>

次のいずれの方法により積立不足を償却するよう特別掛金を見直す。

▶定率償却 (3年以上20年以下で均等に償却する方法)

▶弾力償却 (掛金の上下限を設定して事業年度ごとに償却する方法)

▶均等償却 (前年度末の過去勤務債務(注2)の一定割合を償却する方法)

▶段階引上げ償却 (段階的な引き上げにより償却する方法)

- (注1)代行部分については最低責任準備金(厚生年金本体の実績運用利回りの適用時期のずれを調整後の額)。
- (注2) 過去勤務債務:給付現価から標準掛金収入現価及び積立金を控除した額。
- ※ 上記の場合以外にも、5年毎の財政再計算では、積立不足を解消するよう特別掛金の見直しを行う。
- ※ 特別掛金は、ほとんどの場合、事業主が全額拠出。

非継続基準

(基金を今解散した場合にこれまでの加入期間に見合った給付ができるかを検証)



<積立不足が生じた場合の対応>

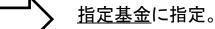
(1)積立金が最低積立基準額の<u>100%</u>※又は 最低責任準備金の<u>105%</u>を下回った場合



次のいずれかで対応

- ① 積立比率に応じて追加拠出。 (積立比率が低いほど多く拠出)
- ② <u>7ヶ年※の回復計画</u>を立てて掛金を引き上げ、 積立基準まで回復させる。 (計画期間中一定の掛金を拠出)
- ※ 積立基準については平成23年度までは90%、 24年度以降段階的に100%まで引上げ。
- ※ 回復計画については、5年間の経過期間後に廃止。

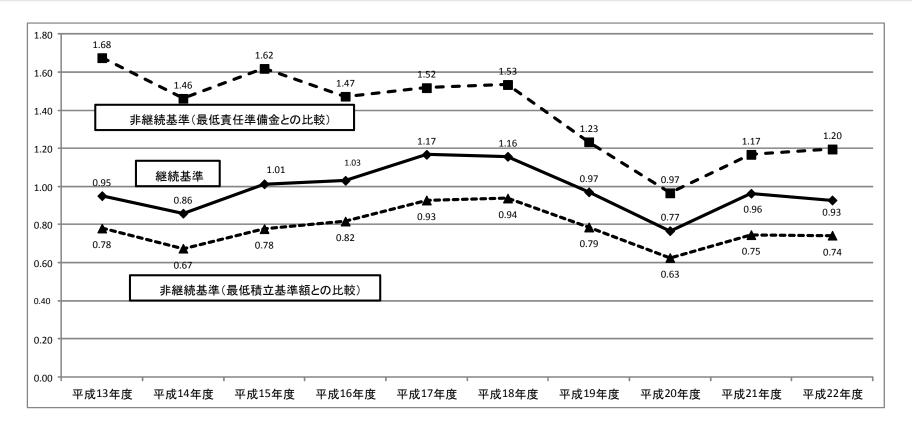
(2)積立金が最低責任準備金を<u>著しく</u>下回った 場合



<u>5ヶ年の健全化計画</u>※※を作成し、計画に基づく財政 健全化を図る。

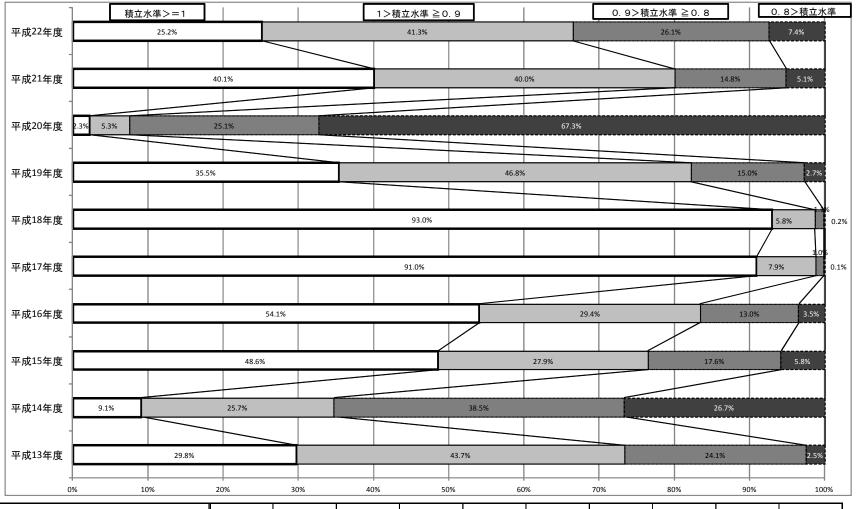
※※ 掛金引上げ、給付減額等の具体的措置を内容 とし、5ヶ年で財政健全化を図る計画

厚生年金基金の積立水準の推移



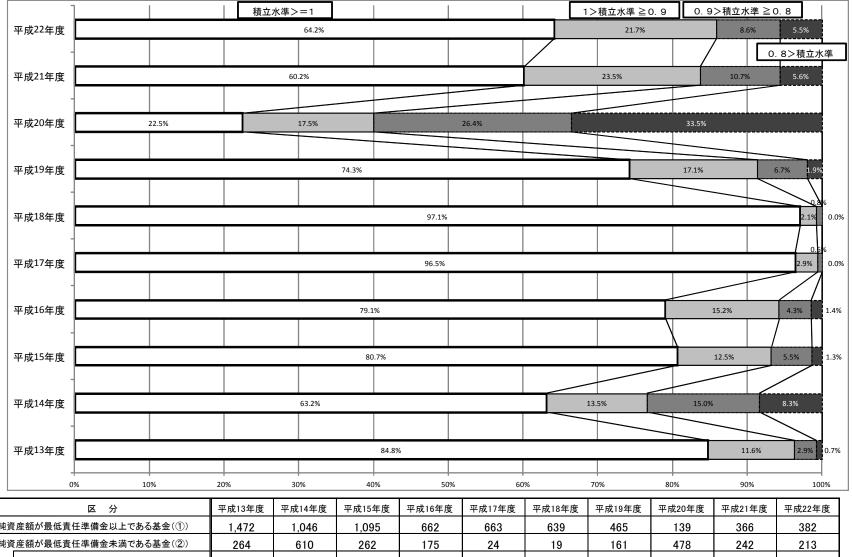
区分	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
基金数 (再掲)	1,736	1,656	1,357	837	687	658	626	617	608	595
純資産額(①)	51.7 兆円	45.6 兆円	40.8 兆円	26.8 兆円	24.6 兆円	25.5 兆円	20.6 兆円	16.1 兆円	18.3 兆円	17.6 兆円
責任準備金(②)	54.4 兆円	53.1 兆円	40.2 兆円	26.0 兆円	21.1 兆円	22.0 兆円	21.2 兆円	20.9 兆円	19.0 兆円	19.0 兆円
積立水準(①/②)	0.95	0.86	1.01	1.03	1.17	1.16	0.97	0.77	0.96	0.93
最低責任準備金(③)	30.8 兆円	31.2 兆円	25.2 兆円	18.2 兆円	16.2 兆円	16.6 兆円	16.7 兆円	16.6 兆円	15.7 兆円	14.8 兆円
積立水準(①/③)	1.68	1.46	1.62	1.47	1.52	1.53	1.23	0.97	1.17	1.20
最低積立基準額(④)	66.2 兆円	67.6 兆円	52.4 兆円	32.8 兆円	26.5 兆円	27.2 兆円	26.2 兆円	25.7 兆円	24.5 兆円	23.8 兆円
積立水準(①/④)	0.78	0.67	0.78	0.82	0.93	0.94	0.79	0.63	0.75	0.74

積立水準(純資産額/責任準備金)ごとの基金の割合



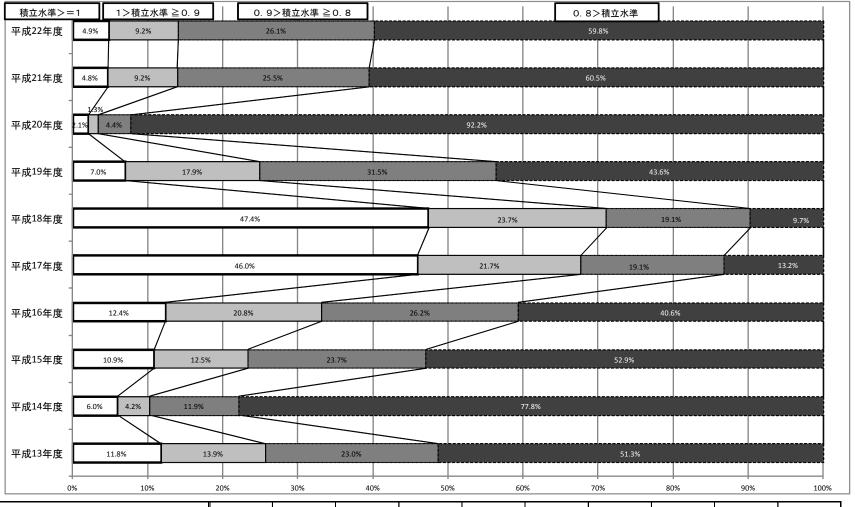
区 分	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
純資産額が責任準備金以上である基金(①)	517	151	660	453	625	612	222	14	244	150
純資産額が責任準備金未満である基金(②)	1,219	1,505	697	384	62	46	404	603	364	445
純資産額が責任準備金の90%以上であるもの	758	425	379	246	54	38	293	33	243	246
純資産額が責任準備金の80%以上90%未満であるもの	418	638	239	109	7	7	94	155	90	155
純資産額が責任準備金の80%未満であるもの	43	442	79	29	1	1	17	415	31	44
上記①の基金の剰余額(合計)(億円)	10,559	5,319	30,131	20,453	36,838	35,784	4,936	556	4,265	1,773
上記②の基金の不足額(合計)(億円)	37,344	80,207	24,946	12,309	1,521	1,181	11,148	49,288	11,231	15,525

積立水準(純資産額/最低責任準備金)ごとの基金の割合



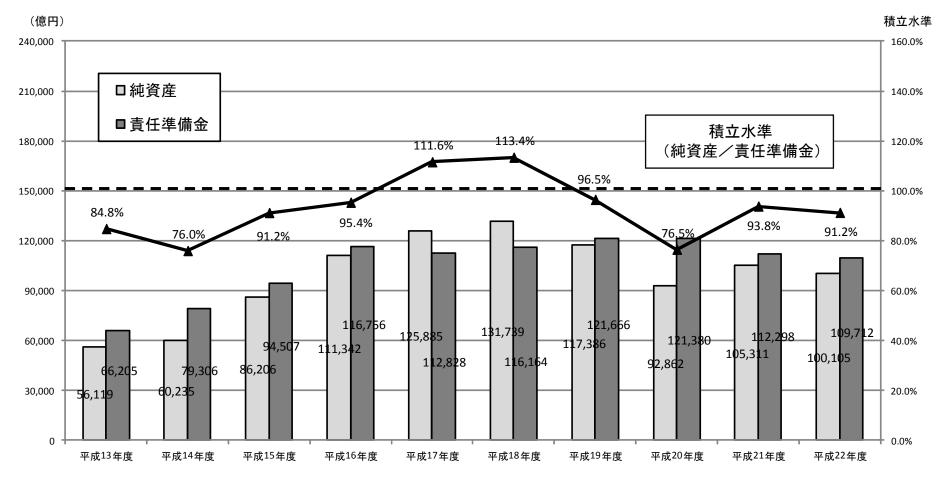
区 分	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
純資産額が最低責任準備金以上である基金(①)	1,472	1,046	1,095	662	663	639	465	139	366	382
純資産額が最低責任準備金未満である基金(②)	264	610	262	175	24	19	161	478	242	213
純資産額が最低責任準備金の90%以上であるもの	201	223	170	127	20	14	107	108	143	129
純資産額が最低責任準備金の80%以上90%未満であるもの	50	249	74	36	4	5	42	163	65	51
純資産額が最低責任準備金の80%未満であるもの	13	138	18	12	0	0	12	207	34	33
上記①の基金の剰余額(合計)(億円)	213,716	165,194	162,437	90,091	84,398	89,181	43,311	20,749	33,972	35,153
上記②の基金の不足額(合計)(億円)	5,479	21,202	6,666	3,993	428	406	4,320	26,507	7,702	6,289 1

積立水準(純資産額/最低積立基準額)ごとの基金の割合



区 分	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
純資産額が最低積立基準額以上である基金(①)	205	100	148	104	316	312	44	13	29	29
純資産額が最低積立基準額未満である基金(②)	1,531	1,556	1,209	733	371	346	582	604	579	566
純資産額が最低積立基準額の90%以上であるもの	241	70	169	174	149	156	112	8	56	55
純資産額が最低積立基準額の80%以上90%未満であるもの	399	197	322	219	131	126	197	27	155	155
純資産額が最低積立基準額の80%未満であるもの	891	1,289	718	340	91	64	273	569	368	356
上記①の基金の剰余額(合計)(億円)	5,745	2,184	4,609	4,552	8,043	8,651	1,783	447	1,056	747
上記②の基金の不足額(合計)(億円)	151,227	222,294	121,246	64,465	27,153	25,450	57,711	96,533	63,365	61,854 11

企業年金連合会の積立状況について(責任準備金との比較)

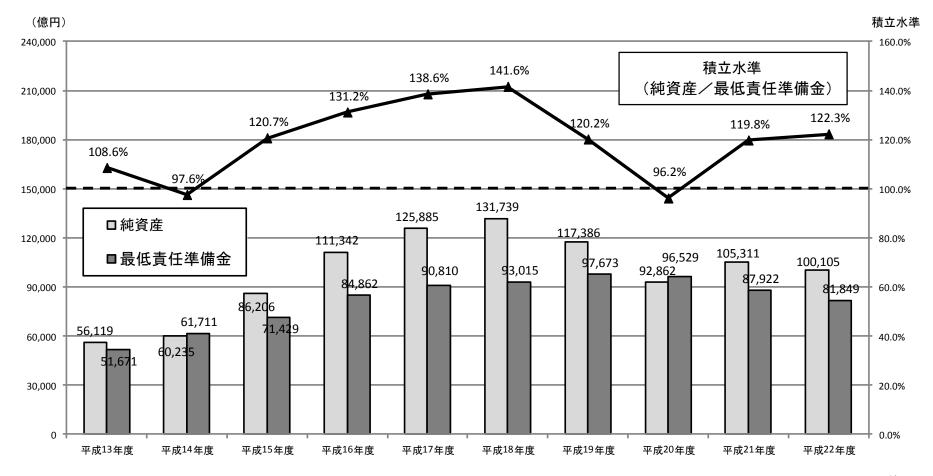


(億円)

区分	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
純資産	56,119	60,235	86,206	111,342	125,885	131,739	117,386	92,862	105,311	100,105
責任準備金	66,205	79,306	94,507	116,756	112,828	116,164	121,666	121,380	112,298	109,712
積立水準	84.8%	76.0%	91.2%	95.4%	111.6%	113.4%	96.5%	76.5%	93.8%	91.2%

[※] 厚生労働省調べ

企業年金連合会の積立状況について(最低責任準備金との比較)



(億円)

区分	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
純資産	56,119	60,235	86,206	111,342	125,885	131,739	117,386	92,862	105,311	100,105
最低責任準備金	51,671	61,711	71,429	84,862	90,810	93,015	97,673	96,529	87,922	81,849
積立水準	108.6%	97.6%	120.7%	131.2%	138.6%	141.6%	120.2%	96.2%	119.8%	122.3%

[※] 厚生労働省調べ

諸外国の積立基準①

	責任準備金/技術的準 備金	割引率等	積立基準	不足の償却期間	積立上限	剰余金の取崩し
ベルギー	技術的準備金は企業年金(IORP)のリスクプロファイルを 考慮して慎重に算定され、まり 規定される発生給付以上で ある必要がある。 ベルギー社会保障制度が適 用される場合、技術的準備会 は年金規約ごとに規定される 最低保全給付以出金元利合計 のいずれか大きい額以上とす る必要がある。 最低保全給付は現在の給与 と基準死亡率に基づき算定する。	益率および/または②OECD 加盟国の安全性の高い債権 の市場利回りを考慮して決 定。		法令上の制限なし。 積立不足の場合は、企業年金(IORP)のリスクプロファイルを考慮した回復計画を監督当局(CBFA)に提出し、承認を得る必要がある。 最適な回復計画をどのように決定するかは年金基金自身の判断だが、監督当局(CBFA)の承認が必要。	直接的な法令上の制限なし。 ただし、年金給付についての 税優遇は最終給与の80% 以下であり、年金数理人が作 成し監督当局へ提出する財 政計画はこの80%上限を考 慮する必要がある。	剰余金の取崩しは不可。
カナダ	非継続債務(将来の昇給を見 込まない単位積立方式)	最初の10年間は7年国債の 市場利回り+0.9%、それ 以降は7年国債の応募者利 回りとより長期の国債の市場 利回りを勘案した利率+0. 9%	ソルベンシー債務(制度終了を仮定して計算され、通常、	継続基準上の債務に対する 不足額:15 ソルベンシー債務について は、不足額/5または継続基 準の特別掛金のいずれか大 きい額まで拠出可能。	税制上の上限有り。 一定水準(通常、継続基準上 の債務の125%)超過で掛 金拠出停止。	剰余金の取崩しは可能だが、事業主の明確な権利証明又は加入者の同意が必要なため、継続する年金基金では通常行われない。制度終了の場合の剰余金の分配は規約によるか又は加入者及び受給者の一定以上の同意に基づき行われる。
フィンランド	将来の昇給を見込まない単 位積立方式で計算される発 生給付	3.5%~3.8%の範囲で年金制度毎に設定		法令上の規制はないが、直 ちに償却開始する必要があ る。	_	_ 14

諸外国の積立基準②

	責任準備金/技術的準 備金	割引率等	積立基準	不足の償却期間	積立上限	剰余金の取崩し
ドイツ	給付現価-掛金収入現価。 規約に規定されている場合 は、賃金上昇及び物価上昇 による再評価有り。	年金金庫(pensionskassen) 及び年金ファンド (pensionsfond)における割引 率の上限は、保険的な保証 を含む場合は現在は2.2 5%。 年金ファンドにおいてそのよう な保証がない場合は最良推 定に基づく市場運用利回り。	技術的準備金の100%+ソ ルベンシーマージン(5%)	年金金庫(pensionskassen): 即時償却 年金ファンド(pensionsfond): 技術的準備金の5%までは 最大3年。一定の条件により 最大10年まで延長可能。	_	_
アイルランド	非継続債務(将来の昇給を見 込まない単位積立方式) 退職時まで再評価(上限 4%)の義務有り	割引率:退職前7.5%、退職 後4.5% 物価上昇率:退職前後2. 0%	技術的準備金の100%	3年。 ただし、一定の要件を満たせ ば監督当局の承認により10 年以上とすることが可能。	法令上の制限はないが、剰 余が10%を超えた場合は税 当局へ報告が必要。	年金基金の規約に基づき可能。 制度終了の場合、剰余金は 法令上のルールに基づき分配。
オランダ	将来の昇給を見込まない単 位積立方式で計算される発 生給付		技術的準備金の100%+ソルベンシーマージン(5%)、 剰余金がリスク準備金(平均して技術的準備金の30%) を超えているか。	15年 ただし、105%を下回る部分 については3年(経過的に5 年)	法令上の制限はない。	法令の範囲内で年金規約に基づき可能。
ノルウェー	将来の昇給を見込まない単 位積立方式で計算される発 生給付	1993年までは4% 2004年1月以降の掛金計算 及び1993年以降設立の年金 基金は最大3%、2006年以 降の新規契約については、 最大2.75%	技術的準備金の100%+ソ ルベンシーマージン(リスク加 重資産+オフバランス項目の 8%)	法令上の規制はないが、直 ちに償却開始する必要があ る。	法令上の制限はない。	非継続基準上の剰余は通 常、加入者の給付増額に使 われる。
ポルトガル	将来の昇給を見込まない単位積立方式で計算される発生給付 規約上物価スライドが保証されている場合は、責任準備	4.50%	技術的準備金の100%	法令上の規制はないが、回 復計画の規制当局への提出 が義務付けられている。	法令上の制限はないが、事 業主の掛金に関する税務上 の上限有り。	構造的理由により5年連続増 剰余が発生しておりかつ毎年 積立が発生給付の一定割合 を超えている場合に限り年金 基金は剰余金の返還につい て東前承認を乗せすることが

金の計算にも将来の物価ス

ライドを反映。

て事前承認を要求することが

できる。

諸外国の積立基準③

	責任準備金/技術的準 備金	割引率等	積立基準	不足の償却期間	積立上限	剰余金の取崩し
スペイン	予測給付債務(退職時の給 与を含む予測単位積増方式)	4% インフレ率:1.5%~2.0%		最大5年(スーパーバイザー により10年まで延長可能)	法令上の制限はない。	剰余金が生じた場合の剰余 金の分配方法を年金規約に 規定。
スイス	将来の昇給を見込まない単 位積立方式で計算される発 生給付	_	技術的準備金の90% 変動準備金を保有することが 推奨されている。	当ては法令上義務化されて		剰余金の取崩しは不可。
イギリス	発生給付は慎重に計算され なければならない	一般的にはリスクフリーレート +リスクプレミアム 契約に基づき、負債のタイム スパン、投資リターンの可能 性等を考慮し、政府発行債の 利回りなどから決定。	_	法令上の規制はないが、回復に10年以上かかる年金基金には監督当局が注視する。		積立金のうちバイアウトの水準を超える部分については引き出し可能だが、受託者の同意が必要(受給者の利益に適合するものでなければならない。)
アメリカ		適切な償還期間の格付トリプルAの優良社債の2年平均に基づいて計算された修正イールドカーブ	技術的準備金の100%		基金の目標積立額(継続基金上の発生給付)及び昇給 見込み又は給付増額見込み 分の合計額の150%を超え た場合、掛金の損金算入が 停止。	積立水準125%を超えた場合は一定の条件下で超過分を退職者の健康保険に割り当て可能。 解散時の剰余金を事業主に返還した場合は、高率で課税される。

参考文献: OECD[2010]"The impact of the financial crisis on defind benefit plans and the need for counter-cyclical

給付減額のルール(厚生年金基金の場合)

<法令>

- 年金給付に関する事項は、規約に定めなければならない。
- 規約の変更は、①代議員会(事業主及び従業員から半数ずつ選定)の議決(代議員の定数の3分の2以上の多数)、②厚生労働大臣の認可が必要。

<通知等>

○ 企業年金の給付減額を行う場合は、法律上の要件の前に、以下の理由要件及び手続要件を満たすことが必要。

(1)理由要件

- ① 設立事業所の労働協約等の変更に基づき給付の設計の見直しを行う必要があること
- ② 設立事業所の経営状況の著しい悪化により、給付減額を行うことがやむを得ないこと (連合型、総合型にあっては大半の設立事業所において経営状況が著しく悪化)
- ③ 給付減額しなければ、掛金の額が大幅に上昇し、事業主の掛金拠出が困難になると見込まれるため、給付減額を行うことがやむを得ないこと(設立時又は直近の給付水準の変更時から5年以上が経過している場合)
- 等、一定の要件を満たす場合
 - ※ 受給者の給付減額を行う場合には、上記②又は③の要件が必須。

(2)手続要件

<加入員>

- ア) 加入員の3分の1以上で組織される労働組合がある場合は、当該労働組合の同意 及び
 - イ) 加入員の3分の2以上の同意

く受給者>

ア) 全受給者に対し、事前に十分な説明と意向確認

及び

イ) 減額対象者となる全受給権者の3分の2以上の同意

及び

ウ)希望する者に対して、減額前の年金額に相当する額を一時金として受給する選択肢を設けること

給付減額の申請にあたり基金が提出する資料

- ○経営状況の著しい悪化を示すもの
 - ·事業所別当期利益、営業利益及び経営利益(過去3~5年分)
- 過去5年度間について赤字事務所(当期利益)が全事業所の5割以上であることが目安。
- ○掛金が大幅に上昇し掛金拠出が困難になることを示すもの
 - 事業所別当期利益、営業利益及び経常利益(過去3~5年分)
 - 過去5年度分の掛金額(事業主負担分)の実績及び平均
 - 将来5年度分の掛金額(事業主負担分)の見込み及び平均
- - (i)赤字事業所(当期利益)が全事業所の2割以上(加入者ベースでは5割以上)、及び
 - (ii)現行の給付水準を維持した場合、掛金増額が当期利益の1割以上となる事業所が全事 業所の2割以上(加入者ベースでは5割以上)

であることが日安

厚生年金基金における給付減額件数の推移

	減額件数	うち受給者減額件数(再掲)
平成 9年度	7	0
平成10年度	16	1
平成11年度	52	1
平成12年度	177	3
平成13年度	131	2
平成14年度	99	3
平成15年度	219	15
平成16年度	158	19
平成17年度	112	17
平成18年度	36	7
平成19年度	8	0
平成20年度	1	0
平成21年度	2	0
平成22年度	6	1
平成23年度	10	1
合計	903 (注)	70

(注)合計は、重複(2回目減額:123基金、3回目減額:8基金)を除いた数値(厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課調べ)

NTT企業年金の給付減額訴訟について

〇 NTT確定給付企業年金については、平成17年9月、給付減額を行うべく、厚生労働省に承認申請が行われたが、法令に定める要件のうち、「経営悪化の状態にある」という要件を満たしていなかった(黒字経営)ことから、平成18年2月不承認とした。

【法令に定める給付減額要件】

- 経営悪化の状態にあること、又は給付減額を行わなければ掛金が上昇し、掛金拠出が困難となること
- ・受給者等の3分の2以上の同意

等

【NTTの経営状況】

H14年度 経常利益:1082億円 当期利益:223億円 H15年度 経常利益:1883億円 当期利益:1194億円 H16年度 経常利益:1776億円 当期利益:991億円

- O しかし、NTTにおいては、
 - 労使合意が得られていれば経営状態を問わず給付減額を認めるべき
 - ・ <u>NTTは構造的な減益減収の傾向が続いており、厳しい経営状況にある</u> と主張し、不承認の取消を求めて国を相手に訴えを提起していたもの(第一審提起: 平成18年5月)。
- 一審・二審ともに、「<u>企業年金の給付減額を行うための法令上の要件は妥当</u>であり、 また、NTTは経営悪化の状態にはない」との国の主張を認め、国の勝訴となっていたと ころ、<u>平成22年6月8日、最高裁において、国の勝訴(上告棄却)との判決</u>が出された。

NTTの主張と判決内容(比較)

NTT(原告)の主張

- ① 経営悪化してないと給付減額出来ない のは過剰規制
 - ・企業年金制度においては企業の自主性が重視されるべき。
 - ・給付減額を行うに当たっても手続き要件(受給者の3分の2以上の同意等)のみで十分であり、経営状況の悪化を求めることは、法の趣旨を逸脱した過剰規制である。
- ② NTTの経営状況からすると、企業年金の掛金負担は困難であり、企業年金を 廃止せざるを得ない状況にある
 - ・仮に、経営悪化条件を求めることが妥当だと した場合でも、NTTは構造的な減益減収の 傾向が続いており経営状況は厳しい。
 - ・給付減額をしないと掛金負担が困難となり、 企業年金を廃止せざるを得ない状態にあり、 給付減額を認めるべき。

判決内容

- ① 確定給付企業年金の減額要件は、法 の趣旨等を踏まえたものであり、妥当
 - ・受給者減額が許されるのは、単に経営が悪化しさえすれば足りるのではなく、母体企業の経営状況の悪化等により、企業年金を廃止する事態が迫っている状況下で、これを避けるための次善の策として行う場合である。

- ② NTTは、当期利益を継続的に計上し、 経営悪化の状態にはなく、企業年金の 掛金負担は十分可能。
 - ・H14年以降、約1000億円前後の当期利益 を継続的に計上していることから、経営悪 化の状態とは言えない。
 - ・NTTのH17年度業績予想からは、企業年金の掛金を拠出することは十分に可能であり、事業主が掛金拠出をすることが困難になると見込まれる状況ではない。

厚生年金基金における解散手続きについて

○ 厚生年金基金は、次のいずれかに該当するとき、厚生労働大臣の認可を受けて、解散することができる。

く法律>

- 1 代議員の定数の4分の3以上の多数による代議員会の議決。
- 2 基金の事業の継続が不能のとき(この場合は同意・代議員会の手続きを要しない)。

<通知>

ただし、1については次の解散理由及び解散手続きに関する基準を満たすときに限る。

〈解散理由〉次の①~⑤にいずれかに該当する場合。

- ① 経営状況が債務超過の状態が続くなど、著しく悪化していること(連合・総合は大半が悪化)。
- ② 加入員数の減少、高齢化等により、今後、掛金が著しく上昇し、掛金負担が困難であること。
- ③ 加入員数が、設立認可基準に比べ著しく減少し、基金の運営が困難であること。
- ④ 残余財産を確定拠出年金に移換し、基金の運営が困難であること。
- ⑤ その他、設立の事情変更等により基金の運営が困難であること。

〈解散手続〉 代議員会における議決の前に、①~④の全ての手続きを終了していること。

- ① 全設立事業所の事業主の4分の3以上の同意。
- ② 加入員総数の4分の3以上の同意。
- ③ 全受給者への解散理由等に係る説明。
- ④ 設立事業所に使用される加入員の3分の1以上で組織する労働組合の同意。

解散の申請にあたり基金が提出する資料

- ○経営状況の著しい悪化を示すもの
 - 事業所別当期利益、営業利益及び経常利益(過去3~5年分)
- → 5割以上の事業所の赤字が継続していること、又は直近の年度において赤字事務所(当期利益)が全事業所の5割以上であり、増加傾向にあることが目安
- 〇加入員数の減少、年齢構成の高齢化等による掛金の著しい上昇かつ当該掛金の負担が困難 になることを示すもの
 - 事業所別当期利益、営業利益及び経常利益(5年度分程度)
 - 掛金、給付及び成熟度の推移(5年度分程度)
 - 加入員数の推移(5年度分程度)
 - 受給者数の推移(5年度分程度)
- (i) 赤字事業所の割合が全事業所の2割程度以上、及び
- (ii)掛金の1‰以上の上昇であることが目安。
- ○加入員数が厚生年金基金設立認可基準に比して著しく減少していることを示すもの
 - ・加入員数の推移

設立認可基準の8割が目安。(例:設立認可基準が3000人であれば2400人)

解散・代行返上の推移

